

第七次御嵩町行政改革大綱（案） に関するパブリックコメントについて

案件名	第七次御嵩町行政改革大綱（案）
募集期間	令和3年2月11日（木）～令和3年3月2日（火）
問合せ先	企画課 企画調整係 TEL：0574-67-2111（内線2226） FAX：0574-67-1999 E-mail：tyosei@town.mitake.lg.jp

1. 概要

本町では、昭和60(1985)年に第一次行政改革大綱を策定し、以後第六次まで改定を重ね、行政改革を推進してきました。「第六次御嵩町行政改革大綱」は平成28(2016)年度から令和2(2021)年度までの5年間を計画期間とし、行政改革の各種施策を展開してきました。この間において、社会情勢の変化や各種施策の成果、課題等を踏まえ、行政ニーズの多様化などに対応するため新たな計画として策定するものが「第七次御嵩町行政改革大綱」です。

本計画を策定するにあたり、広く町民の皆様からご意見等をお伺いするため、意見公募（パブリックコメント）を実施します。

2. 意見を募集する資料

第七次御嵩町行政改革大綱（案）

3. 公表の場所

①御嵩町ホームページ ②御嵩町役場 企画課の窓口 ③各出張所（上之郷、中、伏見）の窓口

4. 意見の提出様式

意見記入用紙（ホームページ内）又は任意様式

5. 意見の提出方法

令和3年3月2日（火）【必着】までに、案件名^{*}、住所^{*}、氏名^{*}、年齢、連絡先（電話番号、メールアドレス等）、ご意見を記入の上（※必須項目）、次のいずれかの方法で提出してください。

① 持参：御嵩町役場 企画課の窓口、各出張所（上之郷、中、伏見）の窓口

（土・日曜日、祝日以外の午前8時30分から午後5時15分まで）

② 郵送：〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1 御嵩町役場 企画課 企画調整係 宛

③ FAX：0574-67-1999（代表）

④ E-mail：tyosei@town.mitake.lg.jp

※必須項目の記載がない場合、受付できない可能性がありますので、必ずご記入ください。

※口頭や電話でのご意見は受け付けません。

※ご意見に対しての個別の回答は致しませんので、予めご了承ください。

※ご提出いただきました個人情報については、本計画策定以外の目的に使用することはありません。